令和２年度埼玉県新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関（「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、「令和２年度新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業実施要綱」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

（事業計画等の策定）

第３条　補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書、所要額調書及び所要額明細書を、別紙１及び別紙２－１、２－２により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第３欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（申請書の様式等）

第５条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第６条　規則第４条第２項第１号から第４号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

２　規則第４条第２項第５号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

（１）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

（２）その他参考となる資料

（変更申請手続）

第７条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第５条及び第６条に準じた手続により行うものとする。

（交付の条件）

第８条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知

　　事の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、規則第１９条第１項第２号により定める５年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

　　　なお、この機械及び器具については、前項の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式第５号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

　　　なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　　　また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（９）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（10）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

（11）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）

第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（補助金の支払い）

第１０条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

　　ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（状況報告）

第１１条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第１２条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後３０日以内又は補助金申請日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。

　　ただし、本実施要綱・交付要綱策定前において、事業が既に完了している場合

　等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第１３条　前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければばらない。

（１）所要額精算書（別紙３）

（２）事業実績報告書（別紙４）

（３）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）

（４）その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第１４条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助金の返還）

第１５条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（その他）

第１６条　この交付要綱に定める補助対象事業については、第１条第２項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和

　３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省・労働省令第６号）の適用がある。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年８月１４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| ・超音波画像診断装置　１台当たり 11,000,000 円・血液浄化装置　１台当たり 6,600,000 円・気管支鏡　１台当たり 5,500,000 円・ＣＴ撮影装置 等　（画像診断支援プログラムを含む）　１台当たり 　 66,000,000円・生体情報モニタ　１台当たり 　　1,100,000円・分娩監視装置　１台当たり 　　2,200,000円・新生児モニタ　１台当たり 　　1,100,000円 | 新型コロナウイルス感染症重点医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費等使用料及び賃借料、備品購入費 | １０分の１０ |